

## 船舶事故調査報告書

平成30年4月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

|   |  |
|---|--|
| 事故種類  | 乗組員負傷  |
| 発生日時  | 平成29年10月24日 23時30分ごろ   |
| 発生場所  | 宮城県石巻市金華山東方沖<br>金華山灯台から真方位082° 193.8海里（M）付近<br>（概位 北緯38° 40.0′ 東経145° 40.0′）   |
| 事故の概要   | 漁船第三十七傳丸は、さんま棒受け網の漁獲作業中、機関士が負傷した。  |
| 事故調査の経過   | 平成29年10月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | 漁船 第三十七傳丸、167トン<br>128941、個人所有<br>33.00m（Lr）×7.00m×3.00m、鋼<br>ディーゼル機関、698kW、昭和63年7月5日  |
| 乗組員等に関する情報  | 船長 男性 52歳<br>四級海技士（航海）<br>免許年月日 昭和62年7月10日<br>免状交付年月日 平成29年8月10日<br>免状有効期間満了日 平成34年8月9日<br>機関士 男性 42歳<br>三級海技士（機関）（機関限定）<br>免許年月日 平成19年11月21日<br>免状交付年月日 平成29年7月28日<br>免状有効期間満了日 平成34年11月20日 |
| 死傷者等  | 重傷 1人（機関士）   |
| 損傷  | なし   |
| 気象・海象   | 気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好<br>海象：海上 平穏  |
| 事故の経過   | 本船は、船長及び機関士ほか15人が乗り組み、さんま棒受け網漁の目的で宮城県気仙沼市気仙沼港を出港し、金華山東方沖の漁場に平成29年10月24日15時00分ごろ到着して操業を開始した。<br>本船は、漁労長が船橋で操船し、通信長を除く他の乗組員15人が  |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p>左舷側にあるサイドローラ及びその船首側及び船尾側のボールローラ各1個に沿って並び、機関を中立運転として5回目の揚網を始めた。</p> <p>機関士は、網の巻揚げ作業中、左舷船尾付近にある網揚げ用のボールローラ（以下「本件ローラ」という。）の担当で、本件ローラの船尾側に左舷斜め船首方を向いて右手で本件ローラの操作レバーを操作する姿勢で立ち、網の端部を本件ローラで巻き揚げている際、周りの網が集まって来て本件ローラが巻けなくならないように、集まってきた網を両手で下方に引いて網の一部を本件ローラから外す作業を行っていた。</p> <p>機関士は、操作レバーを3段階のうちの半速とし、網の巻き揚げを行っていた際、本件ローラに周りの網が集まって来たので、回転した状態の本件ローラに掛かっている巻き込み側の網をしゃがんで両手で下方に引いたところ、23時30分ごろ、網の一部が外れずに右手の小指が網の中に入り、右腕も網の中に巻き込まれ、意識を失った。</p> <p>機関士の船尾側にいた乗組員は、機関士の異常に気付き、本件ローラを止め、他の乗組員と共に機関士を救出した。</p> <p>本船は、船長が本事故の発生に気付き、船舶電話で海上保安庁に救助を要請し、すぐに網を揚収して金華山方面に西進した。</p> <p>機関士は、来援した海上保安庁のヘリコプターで救助され、仙台市内の病院に搬送され、右上腕、右前腕開放骨折と診断されて入院した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船左舷、写真2 本件ローラ 参照）</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>機関士は、平成29年8月下旬ごろから、本船に乗り、操業中には機関室に入らず、ボールローラでの網の端部を揚収する作業の経験が、約100回であった。</p> <p>機関士は、ふだん、右手で本件ローラの操作レバーを操作していた。</p> <p>機関士は、ふだん、船長から手などを挟まないように注意を受けていた。</p> <p>機関士は、本件ローラに周りの網が集まって来たとき、一旦操作レバーで本件ローラを止めてから網を引けば良かったと本事故後に思った。</p> <p>本件ローラには、ローラの周囲に設けたパイプに触れることで緊急に停止する装置がなかった。</p> <p>機関士は、本事故当時、胴付のカップのズボンを履き、長袖のシャツ、ヘルメット、ゴム手袋、ゴム長靴及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、本事故当時、船体動揺がなかった。</p> <p>船長は、本船の安全担当者であり、ふだん、出航後に乗組員全員に対して安全について注意していた。</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与<br/>船体・機関等の関与<br/>気象・海象等の関与<br/>判明した事項の解析</p> | <p>あり<br/>あり<br/>なし</p> <p>本船は、金華山東方沖で揚網作業中、機関士が、本件ローラで網の端部を巻き揚げていた際、本件ローラに周りの網が集まってきたので網の一部を外そうとし、回転した状態の本件ローラに掛かっている巻き込み側の網を両手で下方に引いたことから、右手の小指が網に絡まり、更に右手及び右腕が網及び本件ローラに巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> |
| <p><b>原因</b></p>  | <p>本事故は、夜間、本船が、金華山東方沖で揚網作業中、機関士が、本件ローラで網の端部を巻き揚げていた際、本件ローラに周りの網が集まってきたので網の一部を外そうとし、回転した状態の本件ローラに掛かっている巻き込み側の網を両手で下方に引いたため、右手の小指が網に絡まり、更に右手及び右腕が網及び本件ローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>              |
| <p><b>参考</b></p>  | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボールローラ等の巻揚げ機で網の巻揚げ状態に異常があった際には、ボールローラ等を止めてから処置すること。</li> <li>・ ボールローラには、緊急停止装置を備えておくことが望ましい。</li> </ul>        |

付図1 事故発生場所概略図

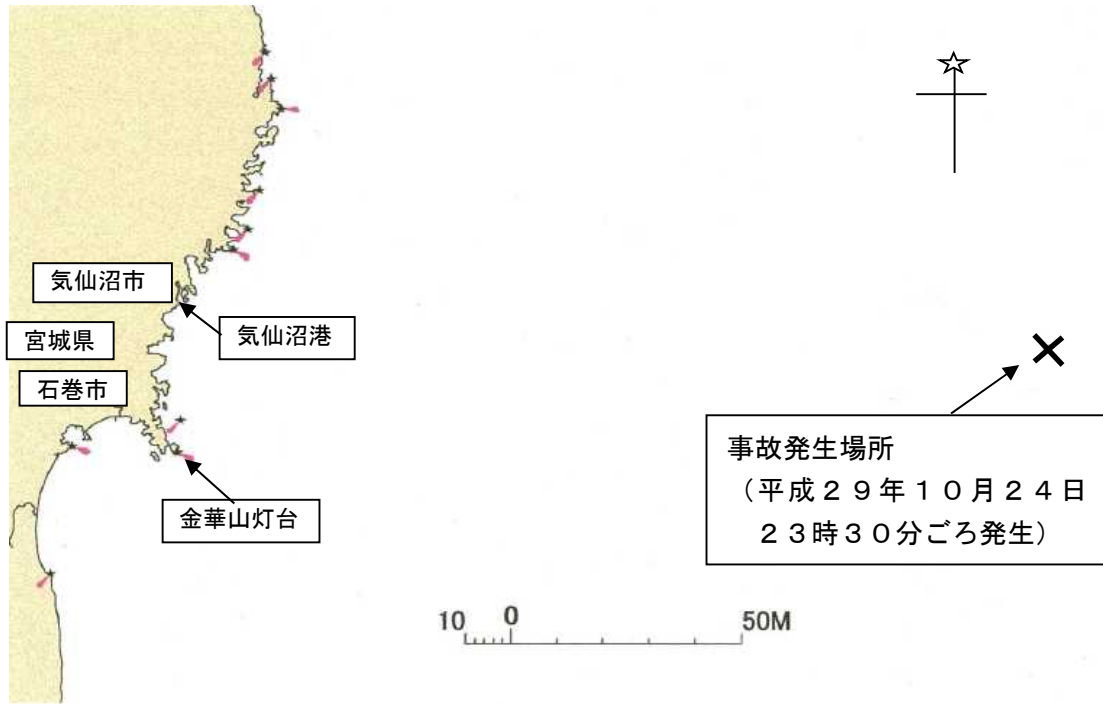


写真1 本船左舷

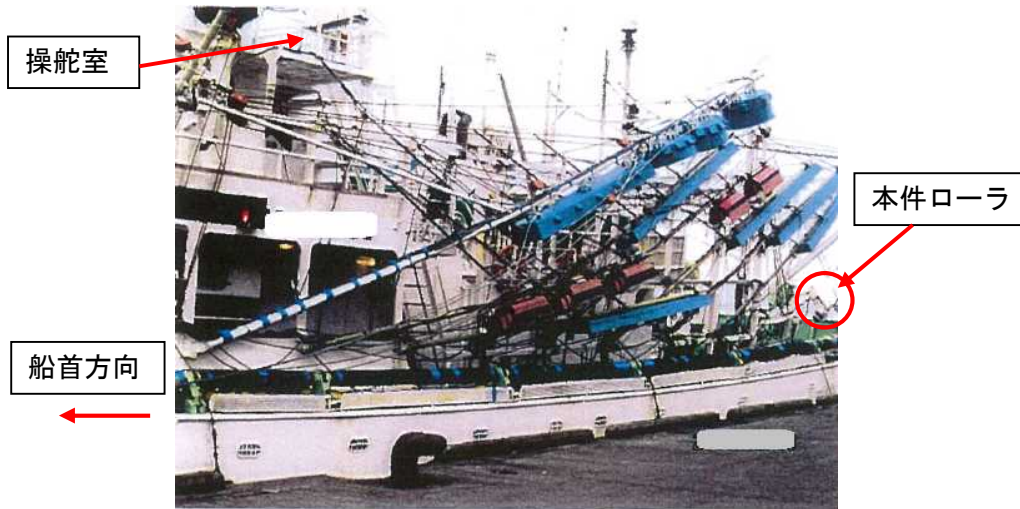


写真2 本件ローラ

